

中分類 32 — 精密機械器具製造業

総 説

この中分類には、主として計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、医療機械器具及び医療用品、理化学機械、光学機械器具及びレンズ、眼鏡、時計などを製造する事業所が分類される。

主として電気計測器、電子測定装置を製造する事業所は中分類 30—電気機械器具製造業〔それぞれ307及び3069〕に、理化学用のガラス器具及び陶磁器を製造する事業所は中分類 25—窯業・土石製品製造業〔それぞれ251及び254〕に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

321 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業

3211 一般長さ計製造業

主として直尺、曲り尺、巻尺、畳尺などの長さ計を製造する事業所をいう。

主としてマイクロメーター、のぎす、ダイヤルゲージなどの工業用長さ計を製造する事業所は細分類 3216 に分類される。

○直尺製造業；曲尺製造業；巻尺製造業；畳尺製造業；物差製造業

×工業用長さ計製造業〔3216〕

3212 体積計製造業

主としてます、化学用体積計、積算体積計などの体積計を製造する事業所をいう。

○ます製造業；メスフラスコ製造業；ピペット製造業；血沈計製造業；ガスマータ製造業；水量メータ製造業；ガソリンスタンド用計量ポンプ製造業

3213 はかり製造業

主として手動はかり、指示はかり、自動はかりなどを製造す

る事業所をいう。

○天びん製造業；棒はかり製造業；振子式指示はかり製造業；ばねはかり製造業；懸垂自動はかり製造業；皿自動はかり製造業；台自動はかり製造業，分銅製造業

3214 温度計製造業

主として体温計，寒暖計，水銀温度計などを製造する事業所をいう。

主として金属温度計（膨張式，バイメタル式）を製造する事業所は細分類 3215 に分類される。

○体温計製造業；寒暖計製造業；水銀温度計製造業

×金属温度計製造業〔3215〕；工業計器製造業〔3072〕

3215 圧力計，流量計，液面計等製造業

主として圧力計，流量計，液面計，金属温度計などを製造する事業所をいう。

○アネロイド形指示圧力計製造業；航空用指示圧力計製造業（高度計，燃圧計など）；血圧計製造業；差圧流量計製造業；面積式流量計製造業；容積式流量計製造業；液面計製造業；膨張式温度計製造業；バイメタル式温度計製造業

×工業計器製造業〔3072〕

3216 精密測定器製造業

主として寸法（形状寸法を含む）を精密に測定するための機器又は装置を製造する事業所をいう。

主な製品は，工業用長さ計，長さ測定器，角度測定器，ねじの測定器，歯車の測定器，投影機などである。

○のぎす製造業；ダイヤルゲージ製造業；マイクロメータ製造業；面測定機器製造業；自動精密測定器製造業

×放射線応用計測器製造業〔3069〕；電気計測器製造業（工業計器を除く）〔3071〕

3217 分析機器製造業

主として電気化学分析，光分析，クロマト分析，蒸留分離分析，電磁気分析，熱分析などの機器分析に用いる機器又は装置を製造する事業所をいう。

○電気化学分析装置製造業；光分析装置製造業；電磁分析装置製造業；クロマト装置製造業；蒸留・分離装置製造業；熱分析装置製造業；ガス分析機器装置製造業

3218 試験機製造業

主として材料の変形，硬さ，抗張力，圧縮，よ（撓）れ，弾性疲労などの試験機を製造する事業所をいう。

○金属材料試験機製造業；繊維材料試験機製造業；ゴム試験機製造業；プラスチック試験機製造業；木材試験機製造業；木炭材料試験機製造業；動つり合試験機製造業；制動試験機製造業；振動試験機製造業；動力試験機製造業

3219 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機製造業

主として回転計，速さ計，光度計，光束計，照度計，屈折度計，熱量計，粘度計，騒音計などの他に分類されない計量器，測定器，分析機器，試験機を製造する事業所をいう。

○回転計製造業；速さ計製造業；光度計製造業；照度計製造業；粘度計製造業；騒音計製造業；密度計製造業

322 測量機械器具製造業

3221 測量機械器具製造業

主として陸地，航海及び航空用の測量機械器具を製造する事業所をいう。

主として無線応用航法装置を製造する事業所は中分類 30〔3042〕に分類される。

○測角測量機製造業；水準測量機製造業；写真測量機製造業；磁気コンパス製造業

×無線応用航法装置製造業〔3042〕；気象測器工場〔9311〕

323

医療用機械器具・医療用品製造業

3231 医科用機械器具製造業

主として外科用，内科用，眼科用，耳鼻いんこう科用，その他の医療機械器具を製造する事業所をいう。

○手術台製造業；医科用鋼製小物製造業；診断用機械器具製造業；麻酔器具製造業；人工心肺装置製造業；注射器具製造業；整形用機械器具製造業；光線治療器製造業；脱痰治療器製造業；指圧器製造業；医科用ふ卵器製造業；医療用針製造業；検眼用機械器具製造業

×電子応用医療機械製造業〔3069〕；医療用X線装置製造業〔3061〕；体温計製造業〔3214〕；補聴器製造業〔3044〕

3232 歯科用機械器具製造業

主として歯科診療施設用及び歯科技工所用の医療機械器具を製造する事業所をいう。

歯科医師の注文によって義歯，入れ歯を製造する歯科技工所は大分類L—サービス業〔8771〕に分類される。

○歯科用治療台製造業；歯科用ユニット製造業；歯科用エンジン製造業；歯科用鋼製小物製造業；歯科用バー製造業；歯科技工所用器具製造業

×歯科用X線装置製造業〔3061〕

3233 動物用医療機械器具製造業

主として動物用の医療機械器具を製造する事業所をいう。

○家畜人工授精器具製造業；動物専用標識器具製造業；動物専用保定器具製造業

3234 医療材料製造業

主として手術用品，外科用品，整形外科用品，放射線関連用品，眼科用品，耳鼻いんこう科用品，避妊用具などを製造する事業所をいう。

○医療用縫合糸製造業；医療用接着剤製造業；人工血管製造業；副木製造業；避妊用具製造業（コンドームなどのゴム製品を除く）

×医療用石こう製造業〔2596〕；医療用X線フィルム製造業〔2096〕；眼鏡製造

業〔3261〕；コンドーム製造業〔2392〕

3235 歯科材料製造業

主として歯科材料を製造する事業所をいう。

○歯科用合金製造業；歯冠材料製造業；義歯床材料製造業；歯科用接着充てん材料製造業；歯科用印象材料製造業；歯科用研削研磨材料製造業

×歯科用バー製造業〔3232〕

324 理化学機械器具製造業

3241 理化学機械器具製造業

主として他に分類されない科学研究用及び教育用機械器具などを製造する事業所をいう。

主として医療用、歯科医療用機械器具を製造する事業所は細分類 3231 又は 3232 に、計量器、測定器、分析器、試験機を製造する事業所は小分類 321 に、電気計測器を製造する事業所は中分類 30〔3071〕に、電子応用測定装置を製造する事業所は中分類 30〔3069〕に分類される。

○研究用化学機械器具製造業；教育用理化学機械器具製造業

×顕微鏡製造業〔3251〕；望遠鏡製造業〔3251〕；電子顕微鏡製造業〔3069〕；計量器・測定器製造業〔321〕；試験機製造業〔3218〕；電気計測器製造業（工業計測器を除く）〔3071〕；気象観測装置製造業〔3042〕；理化学用ガラス器具製造業〔2515〕

325 光学機械器具・レンズ製造業

3251 顕微鏡・望遠鏡等製造業

主として顕微鏡、望遠鏡、双眼鏡、オペラグラスなどを製造する事業所をいう。

主として眼鏡を製造する事業所は小分類 326〔3261〕に、電子顕微鏡を製造する事業所は中分類 30〔3069〕に分類される。

○顕微鏡製造業；望遠鏡製造業；双眼鏡製造業；拡大鏡製造業；オペラグラス製造業

×眼鏡製造業〔3261〕；電子顕微鏡製造業〔3069〕

3252 写真機・同附属品製造業

主として写真機及び附属品を製造する事業所をいう。

主な製品は、写真機、引伸機、複写機、フィルタ、三脚、乾板入れ、マガジン、セルフタイマ、現像用タンクなどである。

○写真機製造業；写真複写機製造業；引伸機製造業；マガジン製造業；現像タンク製造業；三脚製造業（写真機用）；露出計製造業

×印画紙用原紙製造業〔1821〕；写真用化学薬品製造業〔2096〕；写真用ガラス製品製造業〔251〕；レンズ製造業（光学用）〔3254〕；写真フィルム・乾板製造業〔2096〕

3253 映画用機械・同附属品製造業

主として映画用機械及び附属品を製造する事業所をいう。

主な製品は、映画撮影機、映写機、幻灯機、現像機械、映画スクリーンなどである。

○映画撮影機製造業；映写機製造業；幻灯機製造業；映画現像機械製造業；映写幕製造業

×映画用フィルム製造業〔2096〕；スライド（幻灯機用）製造業〔3499〕

3254 光学機械用レンズ・プリズム製造業

主として光学機械用レンズ及びプリズムの製造加工を行う事業所をいう。

○光学レンズ製造業；写真機用レンズ製造業；プリズム製造業

×眼鏡レンズ製造業〔3261〕

326 眼鏡製造業（枠を含む）

3261 眼鏡製造業（枠を含む）

主として眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠又は完成した眼鏡を製造する事業所をいう。

個人の注文により眼鏡を調整する事業所は大分類Ⅰ－卸売・小売業、飲食店〔5871〕に分類される。

○眼鏡レンズ製造業(個人の注文によるものを除く)；眼鏡枠製造業；眼鏡製造業；サングラス製造業

×眼鏡店(個人の注文により調整するもの)〔5871〕

327 時計・同部分品製造業

3271 時計・同部分品製造業(時計側を除く)

主として電気時計を含む時計，時刻指示装置及び時計部分品を製造する事業所をいう。

主として購入した機械と時計側から完成時計を製造する事業所も本分類に含まれる。

主として時計側を製造する事業所は細分類 3272 に，時計ガラスを製造する事業所は中分類 25〔2519〕に，プラスチック製時計ガラスを製造する事業所は中分類 22〔2299〕に分類される。

○時計製造業；電気時計製造業；時計部分品製造業(文字板，ぜんまい，歯車，ねじなど)

×時計側製造業〔3272〕；時計ガラス製造業〔2519〕

3272 時計側製造業

主として材料のいかんを問わず，時計側を製造する事業所をいう。

○時計側製造業